

政府デジタル人材のスキル認定の基準

平成 30 年 1 月 31 日
サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・
各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定
平成 30 年 3 月 30 日一部改定
平成 31 年 4 月 3 日一部改定
令和 2 年 4 月 17 日一部改定
令和 3 年 3 月 30 日一部改定
令和 3 年 9 月 30 日一部改定
令和 4 年 5 月 27 日一部改定
令和 5 年 6 月 2 日一部改定
令和 6 年 3 月 29 日一部改定
令和 7 年●月●日一部改定

1 はじめに

「政府デジタル人材のスキル認定の基本的な考え方」（平成 29 年 9 月 5 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）に基づき、政府デジタル人材のスキル認定を行うための全府省庁共通の基準を次のように決定する。

2 スキル認定の区分

政府デジタル人材のスキル認定は、政府デジタル人材として職務を遂行するために必要となる IT・セキュリティに係る知識及び一定の業務経験を有する者に対し行うものとし、認定に係る役職段階等に応じ、「係員スキル認定」、「係長スキル認定」、「課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定」、「課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定」及び「課室長スキル認定」に区分するものとする。

3 スキル認定の基準

スキル認定は、以下の（１）、（２）及び（３）の要件を満たした者に対して行うことができるものとする（※）。また、当該スキル認定の有効期間は、認定日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 3 年後の 3 月 31 日までとし、有効期間の更新については、（４）によるものとする。

有効期間内に更新されない場合には、当該スキル認定は失効するものとし、スキル認定が失効した者について、再認定を行う場合は、有効期間が満了する日の翌日以降に改めて（３）の研修を修了し、要件を満たすものとする。

令和5年度以前にスキル認定に要する研修の修了等をしている場合は、公的資格試験等を要件として導入することに伴う経過措置として令和7年度までは公的資格試験等の導入前の要件に基づくスキル認定を行うことができるものとする。また、令和7年度までにスキル認定を受けた者のうち（2）の要件を満たしていない者へのスキル認定の有効期間は令和7年度末までとし、以降のスキル認定に当たっては、（2）の要件を満たすものとする。令和7年度末までに（2）の要件を満たしていない場合は、当該スキル認定は失効するものとし、スキル認定が失効した者について、再認定を行う場合には、（2）の要件を満たすとともに、有効期間が満了する日の翌日以降に改めて（3）の研修を修了し、要件を満たすものとする。

令和7年度末までの経過措置期間中に（2）の要件を満たした場合の有効期間は、当該要件を満たした日の属する年度の翌年度4月1日を起算日として3年後の3月31日までとする。令和6年4月1日時点で、既に（2）の要件を満たしている場合は、令和7年4月1日を起算日として3年後の3月31日までを有効期間とする。

※ 業務経験を有する場合における各区分に必要な公的資格試験等や研修の一覧については別表のとおり。

（1）業務経験

次に掲げるスキル認定の区分に応じ、表1のとおり、以下のア～エに定める業務経験を有すること。なお、業務のイメージを示せば、表2のとおり。

ア 係員スキル認定

行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して2年以上従事した経験

イ 係長スキル認定

係員級又は係長級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して2年以上従事した経験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定及び課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

係長級又は課長補佐級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

エ 課室長スキル認定

課長補佐級又は課室長級で、行政機関、民間企業等において、情報システムに係る企画等業務又は情報システムに係る運用等業務に通算して3年以上従事した経験

表1 各役職のスキル認定に求められる業務経験

	係員級	係長級	課長補佐級	課室長級
対象業務	（ア）情報システムに係る企画等業務 ① サイバーセキュリティの確保			

	② 情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案 ③ 上記①又は②と併せて行われる業務の運営の改善及び効率化に関する事項についての企画及び立案に関する業務（デジタル・トランスフォーメーション（D X）の推進、業務改革（B P R）の推進及びデータ利活用の推進を含む。） （イ）情報システムに係る運用等業務 ○ 情報システムに係る設計、構築、保守及び運用			
必要 年数	2年	2年（係員級又は係長級での経験）	3年（係長級又は課長補佐級での経験）	3年（課長補佐級又は課室長級での経験）

表 2 業務のイメージ

① I Tガバナンス・総括（P M O） ・政府全体・府省庁内の情報システムの統括・監理 ・D X、デジタル・ガバメント等に関する取組の推進、府省庁内外との調整 ・デジタル人材の確保・育成に向けた広報・研修 ② プロジェクト（P J M O） ・情報システムの整備・運用に関する企画・立案、府省庁内外との調整 ・個別業務の課題解決に向けた情報システムの活用方策の検討、具体化に向けた設計・構築 ・個別の情報システムに関する計画策定、予算要求、調達手続、運用、課題の整理・反映に至る一連のプロジェクトマネジメント ③ サイバーセキュリティ ・サイバーセキュリティに関する計画、規程の策定等の企画立案、府省庁内外との調整、監査 ・サイバー攻撃等によるセキュリティインシデント発生時の対処 ・脆弱性対策や職員に対する教育・訓練、普及啓発 ④ D X・B P R・データ利活用 ・サービスデザインの実践やB P Rの徹底による効率化・行政サービス改革のための企画・立案 ・データの分析や結果の政策の企画・立案への活用				
				等

（２）公的資格試験等の合格又は修了

それぞれのスキル認定の区分に応じ、次に定める公的資格試験等に合格又は修了していること。なお、上位の公的資格試験等に合格している場合は、下位の公的資格試験等の合格は不要とする。

ア 係員スキル認定

基本情報技術者試験

イ 係長スキル認定

応用情報技術者試験

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定

情報処理技術者試験の高度試験又は情報処理安全確保支援士試験（いずれか1つ以上）

エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

実践的サイバー防御演習（CYDER）B－2－コース（当該コース又は3（3）で示す情報システム統一研修の情報セキュリティ技術コースのいずれかの修了で差し支えない。）

オ 課室長スキル認定

情報処理技術者試験の高度試験又は情報処理安全確保支援士試験（いずれか1つ以上）

また、上記の公的資格試験等に代えて、当該試験等と同等以上と認められるものとして、別紙2及び別紙3に掲げる各府省庁の独自の研修の修了又は各種資格試験等の合格をもって、要件に充てることができるものとする。

（3）研修の修了

それぞれのスキル認定の区分に応じ、次に定める研修を修了していること。なお、スキル認定に必要な研修の修了は、別紙1に掲げるデジタル庁が実施する情報システム統一研修（ただし、令和6年3月以前にデジタル庁が実施した情報システム統一研修のうち、別紙1に定めるものを含む。以下「統一研修」という。）を基本とし、統一研修と同等以上として認められるものとして別紙2に掲げる各府省庁独自の研修の修了をもって代えることができるものとする。

ア 係員スキル認定

A－1、A－2

イ 係長スキル認定

A－1、A－2

ウ 課長補佐（プロジェクト担当）スキル認定

A－1、A－2、B－1、B－2

エ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）スキル認定

A－1、A－2、B－3（※）、B－4

オ 課室長等スキル認定

A－1、A－2、B－1、B－2、B－3（※）、B－4、C

※ 上記B－3又は3（2）で示す実践的サイバー防御演習（CYDER）B－2コースのいずれかの修了で差し支えない。

（4）スキル認定の更新

スキル認定の有効期間内に別紙1「スキル認定の要件等となる統一研修（令和6年4月以降）」で定めるD区分の研修を修了した場合、当該修了日の属する年度の翌年度4月1日を起算日として、3年後の3月31日に有効期限が更新されるものとする。

スキル認定の要件となる公的資格試験等・情報システム統一研修

		係員	係長	課長補佐（プロジェクト）	課長補佐（サイバーセキュリティ）	課室長
公 的 資 格 試 験 等	基本情報技術者試験	●				
	応用情報技術者試験		●			
	情報処理技術者試験のいずれかの高度試験 又は情報処理安全確保支援士試験（法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む）			●		●
	実践的サイバー防御演習（CYDER）B－2－コース				●（※）	●（※）
情 報 シ ス テ ム 統 一 研 修	情報システム新任者	●	●	●	●	●
	情報セキュリティ基礎	●	●	●	●	●
	業務の見直しと調達の計画			●		●
	IT 調達と発注管理			●		●
	情報セキュリティ技術				●（※）	●（※）
	情報セキュリティ運用				●	●
	管理職向けのマネジメント研修					●

注 上位の公的資格試験等に合格している場合は、下位の公的資格試験等の合格は不要とする。

※ 課長補佐（サイバーセキュリティ担当）及び課室長のスキル認定に当たっては、総務省・NICTが実施する実践的サイバー防御演習（CYDER）B－2コース又はデジタル庁が実施する情報システム統一研修の情報セキュリティ技術のいずれかの修了を必須とする。

スキル認定の要件等となる統一研修（令和 6 年 4 月以降）

区分	A－1	A－2	B－1	B－2	B－3	B－4	C	D
7 年度	情報システム新 任者	情報セキュリ ティ基礎	業務の見直し と調達の計画	IT 調達と 発注管理	情報セキュリ ティ技術	情報セキュ リティ運用	管理職向け のマネジメ ント研修	更新研修
6 年度	情報システム新 任者	情報セキュリ ティ基礎	業務の見直し と調達の計画	IT 調達と 発注管理	情報セキュリ ティ技術	情報セキュ リティ運用	管理職向け のマネジメ ント研修	二

注 D区分の統一研修は、3（4）で定めるスキル認定の更新の要件となる研修。

スキル認定の要件となる統一研修（令和 6 年 3 月以前）

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 － p 1	D 1 － p 2	D 1 － p 3	D 2 － p 1	D 2 － p 2	D 1 － s 1	D 2 － s 1
5 年度 (第 2 四 半期以 降)	デジタル・ ガバメント 基礎	情報システ ム入門	プロジェクト管 理基礎 (プロジ ェクト管理で代 替可能。)	情報セキュリティ 基礎 (情報セキュリティ 管理、情報セキュ リティ技術又は 情報セキュリティ 運用で代替可能。)	情報システム新 任者	ネットワーク 基礎 (ネットワー ク技術で代替 可能。)	データベー ス基礎 (データベ ース技術で 代替可能。)	情報セキュ リティ管理	プロジェク ト管理	システム監 査	システム運 用・保守	業務の見直 しと調達の 計画	IT 調達と発 注管理	情報セキュ リティ技術	情報セキュ リティ運用
5 年度 (第 1 四 半期ま で) 4 年度 3 年度 2 年度 31 年度	電子政府基 礎	情報システ ム入門	プロジェクト管 理基礎 (プロジェクト 管理で代替可 能。)	情報セキュリティ 基礎 (情報セキュリティ 管理、情報セキュ リティ技術又は 情報セキュリティ 運用で代替可能。)	情報システム新 任者	ネットワーク 基礎 (ネットワー ク技術で代替 可能。)	データベー ス基礎 (データベ ース技術で 代替可能。)	情報セキュ リティ管理	プロジェク ト管理	システム監 査	システム運 用・保守	業務の見直 しと調達の 計画	IT 調達と 発注管理	情報セキュ リティ技術	情報セキュ リティ運用
30 年度 29 年度	電子政府基 礎	情報システ ム入門	プロジェクト管 理基礎 (プロジェクト 管理で代替可 能。)	情報セキュリティ 基礎 (情報セキュリティ 管理、情報セキュ リティ技術、情 報セキュリティ運 用又は情報セキュ リティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代替 可能。)	情報システム新 任者	ネットワーク 基礎 (ネットワー ク技術で代替 可能。)	データベー ス基礎 (データベ ース技術で 代替可能。)	情報セキュ リティ管理	プロジェク ト管理	システム監 査	システム運 用・保守	業務の見直 しと調達の 計画	IT 調達と 発注管理	情報セキュ リティ技術	情報セキュ リティ運用
28 年度	電子政府基 礎	情報システ ム入門 (共 通キャリ ア・スキル フレームワ ーク レベル 1)	プロジェクト管 理 (基礎) (プロジェクト 管理で代替可 能。)	情報セキュリティ 基礎 (情報セキュリティ (管理)、情報セ キュリティ (技 術) 又は情報セキ ュリティに関する e ラーニング (N I S C 実施) で代 替可能。)	情報システム新 任者	ネットワーク 基礎 (ネットワー ク技術で代替 可能。)	データベー ス技術	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	プロジェク ト管理	システム監 査	システム運 用・保守	業務の見直 しと調達の 計画	IT 調達と 発注管理	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ 技 術)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)
27 年度 26 年度	電子政府基 礎	情報システ ム入門 (共 通キャリ ア・スキル フレームワ ーク レベル 1)	プロジェクト管 理 (基礎) (電子政府 I (プロジェクト 管理) で代替可 能。)	情報セキュリティ 基礎 (情報セキュリテ ィ (管理) 又は情 報セキュリティ (技術) で代替可 能。)	電子政府 (情報 システム新任 者)	ネットワーク 基礎 (ネットワー ク技術で代替 可能。)	データベー ス技術	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)	電子政府 I (プロジェ クト管理)	－	電子政府 III (システム 運用及び保 守)	電子政府 II (システム 調達・調達の 計画)	電子政府 II (システム 調達・提案依 頼・契約)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ 技 術)	情報セキュ リティ (管 理) 及び情 報セキュリ ティ (技 術)
区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 － p 1	D 1 － p 2	D 1 － p 3	D 2 － p 1	D 2 － p 2	D 1 － s 1	D 2 － s 1

区分	A (①)	A (②)	B (①)	B (②)	B (③)	C (①)	C (②)	C (③)	D 1 － p 1	D 1 － p 2	D 1 － p 3	D 2 － p 1	D 2 － p 2	D 1 － s 1	D 2 － s 1
25 年度 24 年度	情報化施策 基礎	－	プロジェクト管 理（基礎） （プロジェクト 管理（PMO） 又はプロジェクト 管理（P J M O）で代替可 能。）	情報セキュリティ 基礎 （情報セキュリティ （管理）又は情 報セキュリティ （技術）で代替可 能。）	PMO／P J M O（情報システ ム担当）新任者 （PMO／P J MO構成員（情 報システム担 当）基礎で代替 可能。ただし、 平成 27 年度以降 の電子政府基礎 の修了が条件。）	ネットワー ク基礎 （ネットワー ク技術で代替 可能。）	データベ ース技術	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）	プロジェ クト管理（P MO） （プロジェ クト管理 （P J M O）で代替 可能。）	－	－	調達管理 （調達計 画）	調達管理 （提案依 頼・契約）	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ 技 術	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）
23 年度 22 年度	情報化施策 基礎	－	プロジェクト管 理（基礎） （プロジェクト 管理（PMO） 又はプロジェクト 管理（P J M O）で代替可 能。）	情報セキュリティ 基礎 （情報セキュリティ （管理）又は情 報セキュリティ （技術）で代替可 能。）	PMO／P J M O新任者 （PMO／P J MO構成員基礎 で代替可能。た だし、平成 27 年 度以降の電子政 府基礎の修了が 条件。）	ネットワー ク基礎 （ネットワー ク技術で代替 可能。）	データベ ース技術	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）	プロジェ クト管理（P MO） （プロジェ クト管理 （P J M O）で代替 可能。）	－	－	調達管理 （調達計 画）	調達管理 （提案依 頼・契約）	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ 技 術	情報セキュ リティ（管 理）及び情 報セキュリ ティ（技 術）
21 年度	情報化施策Ⅰ A（電子政 府関連）	－	プロジェクト管 理Ⅰ （プロジェクト 管理Ⅱで代替可 能。）	情報セキュリティ Ⅰ （情報セキュリ ティⅡ又は情報セ キュリティⅢで代替 可能。）	PMO／P J M O新任者	ネットワー ク基礎 （最新情報技 術（ネットワ ーク）で代替 可能。）	最新情報技 術（データ ベース）	情報セキュ リティⅡ及 び情報セキ ュリティⅢ	プロジェ クト管理Ⅲ （プロジェ クト管理Ⅱ で代替可 能。）	－	－	調達管理Ⅱ	調達管理Ⅲ	情報セキュ リティⅡ及 び情報セキ ュリティⅢ	情報セキュ リティⅡ及 び情報セキ ュリティⅢ

注 1 令和 7 年度末までの経過措置期間においては、令和 5 年 6 月 2 日一部改定時点の「政府デジタル人材のスキル認定の基準」（旧認定基準）の別紙 1 に基づく i）～vii）の研修を修了した場合、それぞれ以下の各研修を修了したものとみなして差し支えない。

- i）B（②）→A－2（係員のみ）
- ii）B（②）及びC（③）→A－2
- iii）B（③）→A－1
- iv）D 2－p 1→B－1
- v）D 2－p 2→B－2
- vi）D 1－s 1→B－3
- vii）D 2－s 1→B－4

2 スキル認定要件として、令和 6 年 4 月以降の共通区分の研修修了は含まない。

スキル認定の要件となる各府省庁独自の研修

区分	A-1	A-2	B-1	B-2	B-3	B-4	公的資格試験等
NISC 初任者研修（内閣官房）〔令和元年度研修以降〕						○	
各府省庁 CSIRT 要員に対する情報セキュリティインシデント対処訓練（内閣官房）〔令和2年度研修以降令和5年度以前〕					○		
内閣官房インシデントハンドリング研修〔令和6年度研修以降〕					○		
CYMAT 研修（内閣官房）〔令和2年度研修以降令和5年度以前〕					○		
NISC インシデント対処・デジタルフォレンジック基礎〔令和6年度研修以降〕					○		
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）〔令和元年度研修以前〕		○					
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）〔令和2年度研修以降令和5年度以前〕		○ （係員のみ）					
情報セキュリティマネジメント研修（金融庁）〔令和6年度研修以降〕		○					
国税庁 アプリケーションエンジニア研修（財務省）〔令和4年度研修以降〕		○ （係員のみ）					
国税庁 システムアドミニストレータ上級研修（財務省）〔令和3年度研修以前〕		○					
国税庁 情報セキュリティ研修（財務省）〔令和元年度研修以前〕		○ （係員のみ）					
国税庁 情報セキュリティ研修（財務省）〔令和2年度、3年度研修〕		○					
システム整備・運用（PJMO業務）講習会（農林水産省）〔令和2年度名称変更〕	○						
基本情報技術者研修（農林水産省）		○ （係員のみ）					
応用情報技術者研修（農林水産省）		○					
情報セキュリティインシデント机上演習（農林水産省）〔3年度研修以降〕					○		
総合課程情報ネットワーク・セキュリティ基礎研修（国土交通省）	○	○					
総合課程情報システム調達管理研修（国土交通省）	○		○	○			
システム専門官基礎研修（国土交通省）	○	○			○		○ （応用情報技術者試験との同等性）
ISAD 情報セキュリティ特別研修（国土交通省）		○			○		
情報管理研修（Ⅰ）（国土交通省）		○ （係員のみ）					
情報管理研修（Ⅱ）（国土交通省）					○		
セキュリティ・IT人材育成研修（国土交通省）		○				○	
管区情報通信業務ネットワーク技術研修（東京管区気象台）（国土交通省）〔2年度研修以前〕		○ （係員のみ）					

スキル認定の要件となる各種資格試験等

※いずれの試験等に合格又は修了していることを要件とする（資格等が失効している場合は除く）

名称	スキル認定に当たり同等性を認める各種資格試験等
情報処理技術者試験（基本情報技術者試験） （ITSS レベル 2 相当）	• JUSE Certified Software Quality Engineer（JCSQE）初級 • IT 検証技術者レベル 2、テスタークラス • Japan Software Testing Qualifications Board（JSTQB）-Foundation • Certified in Cybersecurity（CC） • CompTIA Server+ • CompTIA Linux+ • CompTIA Security+ • Certified Cybersecurity Technician（CCT） • SecuriST 認定ネットワーク脆弱性診断士 • SecuriST 認定 Web アプリケーション脆弱性診断士 • SecuriST 認定セキュア Web アプリケーション設計士 • 情報システム監査専門内部監査士
情報処理技術者試験（応用情報技術者試験） （ITSS レベル 3 相当）	• IT 検証技術者レベル 3 • Systems Security Certified Practitioner（SSCP） • CompTIA Cloud+ • CompTIA Project+ • CompTIA CySA+ • CompTIA PenTest+ • Certified Soc Analyst（CSA） • Certified Network Defender（CND） • Certified Associate in Project Management（CAPM）
情報処理技術者試験（高度試験） 又は情報処理安全確保支援士試験 （※法律の規定に基づき経済産業大臣が試験合格者と同等以上の能力を有すると認めた場合を含む） （ITSS レベル 4 相当）	• JUSE Certified Software Quality Engineer（JCSQE）中級 • IT 検証技術者レベル 4、デザイナークラス • 技術士（情報工学部門） • Certified Business Analysis Professional（CBAP） • UML based Modeling Technologies Promotion（UMTP）L4 • Cisco Certified Internetwork Expert（CCIE） • VMware Certified Design Expert（VCDX） • Citrix Certified Expert - Virtualization（CCE-V） • Cisco Certified Design Expert（CCDE） • Certified Information Systems Security Professional（CISSP） • Certified Information Systems Auditor（CISA） • Certified Cloud Security Professional（CCSP） • 公認情報セキュリティマネージャー：Certified Information Security Manager（CISM）

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">• 公認情報システムリスク管理者 : Certified in Risk and Information Systems Control (CRISC)• CompTIA Advanced Security Practitioner (CASP+)• GIAC Security Essentials (GSEC)• GIAC Certified Incident Handler (GCIH)• Certified Ethical Hacker (CEH)• Certified Hacking Forensic Investigator (CHFI)• Certified Penetration Testing Professional (CPENT)• Project Management Professional (PMP)• デジタル・フォレンジック実務者資格認定試験 (CDFP-P) |
|--|--|